

長期入院（180日）に係る選定療養費について

一般病棟に入院中の患者様で、長期（180日以上）入院をされます場合、医療保険制度上、特定療養費制度（医療保険の給付対象外となり自己負担）の対象として、入院料の一部（15%）が、患者様のご負担となります。なお、入院期間（180日）につきましては、他の医療機関での入院期間も通算されますので、退院証明書のご提示や入院期間の申告などに基づいて計算されます。

令和6年10月1日現在

病棟種類	入院料の区分	1日の料金(税込み)
一般病棟	急性一般入院基本料1	2,790円
	特別入院基本料	1,010円
地域包括医療病棟	地域一般入院料3	1,650円

※長期入院にかかる保険給付・自己負担に関するお問い合わせやご相談は、医療サービス課へご遠慮なくお申し出下さい。